

平成19年中の所得が大きく減った方に 減額措置があります。申告が必要です。

税源移譲により、多くの方は19年度の所得税が減少し、19年度市・都民税が増額しています。都民税の減額措置が設けられませんでした。

◇対象 次のすべてに該当する方

- *18年分所得税は課税されてい
- たが、19年分の所得税が非課税である
- *19年度市・都民税の課税総所得金額(所得金額から扶養控除などの所得控除額を差し引いた後の金額)が、所得税と市・都民税の人的控除額(基礎控除・配偶者控除・扶養控除などの所得控除額)の差を合わせた額より多い(申告分離課税分を除く)

経過措置として20年度に限り市・

市民活動支援事業補助金 平成19年度交付事業成果報告会を開催

市民との協働で住みやすい地域づくりを推進するため、市民団体が自主的に取り組んでいる公益的活動(効果が広く市民に及ぶ活動)に対し、経費の一部を補助しています。

19年度に補助金を交付した事業の成果報告会を開催します。

◇日時 6月29日(日)の午後1時～4時(申込不要)

◇場所 市役所602・603会議室

※詳しくは、コミュニティ係へ。

光化学スモッグ・スズメバチに注意!

◎光化学スモッグ
工場や自動車などから空気中に排出された物質が、太陽光線(紫外線)を受けて光化学反応により有害な物質になるもので、これから9月ごろにかけて発生しやすくなります。市では、注意報が発令された場合は公共施設に

◇日時 6月29日(日)の午後1時～4時(申込不要)

◇場所 市役所602・603会議室

※詳しくは、コミュニティ係へ。

◎スズメバチ

スズメバチは毒性が強く、攻撃性も高いため、個人ではなるべく駆除しないでください。シルバー人材センター(☎5447060)に依頼すれば、巣の撤去費用は原則として市が負担します(スズメバチ以外のはちの巣は自己負担)。

※詳しくは、環境保全係へ。



避難所の変更

避難所に指定している押島第一小学校体育館では、11月中旬(予定)まで耐震補強工事を行うため、災害時の避難所として使用できません。万が一、災害が発生した場合は、多摩辺中学校体育館などが避難所となります。

※詳しくは、防災課へ。

指定収集袋取扱店の取り

やめ ▼かつざわ書店(中神町1138) (清掃センター ☎5411342)

公園・道路・水路の清掃・美化ボランティアを募集

公園・道路・水路の区域を定期的に清掃・美化活動を行うボランティア(アダプト活動)団体を随時募集しています。3人以上の市民の方で構成する団体であれば誰でも参加できます。市はボランティア保険への加入や清掃道具の提供などで活動を支援します。希望する団体は、事前にコミュニティ係へ電話で問い合わせてください。(コミュニティ係)

平成20年度自治会連合会役員決定

第50回昭島市自治会連合会定時総会で、左の表のとおり新役員が決まりました。自治会は、情報提供と親ほくを図りながら、住みよいまちづくりのためにさまざまな地域の活動を行っています。加入を希望する方や地域の自治会を知りたい方は、コミュニティ係へ問い合わせてください。(コミュニティ係)

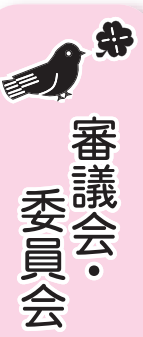
自治会連合会役員	氏名(敬称略)	70pp
会長	小野 正敏	20
副会長	嶽山 俊夫	12
	黒崎 治雄	17
	原島 重夫	10
常任委員	立山美佐枝	16
	黒岩 茂	1
	野口 和良	2
	鈴木 健一	3
	山田 恒男	4
	櫻井 堅司	5
	鈴木 正俊	6
	細貝 定男	7
	佐藤 良三	8
	指田 準之	9
	加藤 久之男	11
	大野 利武	13
	荻川 武雄	14
	高瀬 武貴	15
才間美貴雄	18	
宮田 次朗	19	
宮野 長司	—	
小山 善治	—	
小山 寿	—	
宮崎 武	—	
計査顧問	小山 寿	—
会監	小山 善治	—
顧問	小山 寿	—

勤労商工市民センター

勤労消費者係 ☎5450230

●ライフプランセミナー「定年後の生きがい」 貴重な時間をいかに自主的に生きがいを持って生きていくか、生きがいとは何か考えながら自分自身の生き方の方向性を探ります。日時 7月10日(木)の午後6時～8時

場所 市役所204会議室 対象 おおむね45歳以上の勤労者 定員 40人 (申込順) 講師 石川利夫さん(中高年齢者雇用福祉協会) 共催 東京高年齢期雇用就業支援センター 申込 6月16日から勤労消費者係へ



審議会・委員会

●環境審議会 日時 7月4日(金)の午後3時から 場所 市役所301会議室 傍聴 環境課計画推進係へ

収納代理金融機関の追加指定

6月10日から、昭島市収納代理金融機関(公金収納取扱店)に(株)山梨中央銀行を新たに追加指定しました。(会計課)

消費生活相談

展示会商法に気をつけて

消費生活相談室に来た方の事例をもとにトラブルへの対応を紹介します。

【相談】

以前利用したことがある通信販売会社のセールスマンが来て、「ショールを特価で販売する」と言うので購入したところ、セールスマンから「ちょうど近くで展示会をやっているの、代金はその会場で払ってほしい」と言われました。展示会に行くと、店員に囲まれ、「似合う」と褒めちぎられ、ハンドバッグを買うことになってしまいました。冷静に考えると高額なので解約できないでしょうか。

【対応】

これは「展示会商法」といって、展示会に客を呼び込み、店員が取り囲むようにして強引に商品を購入させる商法です。展示・販売する場所とはわかっていながら、代金を支払うだけだからと展示会に行き、被害にあっています。

この相談者の場合は、契約書にクーリングオフの記載があり、契約した翌日に相談にきたので、クーリングオフのはがきを業者に送ることで無条件解約することができました。

展示会は2～3日以上開催されている場合は店舗とみなされ、クーリングオフができない場合もありますので注意が必要です。

また、宝飾店のホテルでの食事会や呉服店の1泊旅行などの無料招待も、苦情になることもありますので、気をつけてください。

※詳しくは、消費生活相談室(勤労商工市民センター内) ☎544-9399へ。